

令和5年10月

お客様各位

会津信用金庫

インボイス制度への当金庫の対応について

令和5年10月1日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始され、お客様がお支払いいただいた手数料に含まれる消費税について、お客様は当金庫の発行するインボイス（適格請求書等）に基づき、消費税の仕入税額控除を受けることが可能です。

具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当金庫ではインボイス制度への対応を以下の通りといたしますので、ご案内いたします。

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

会津信用金庫	T1380005007976
--------	----------------

2. 営業店窓口等でお支払いいただく各種手数料について

営業店窓口等で各種手数料（振込手数料、残高証明書発行手数料、融資関係手数料など）をお支払いいただいた場合、インボイスの要件を満たした「領収書」等または「インボイス管理票」をお渡しいたします。

3. 口座振替等でお支払いいただいている各種手数料について

預金口座より口座振替でお支払いいただいている各種手数料（インターネットバンキング手数料、口座振替手数料、貸金庫手数料など）につきましては、お客様からのご請求に応じて、インボイスの要件を満たしたDM（ダイレクトメール）を作成し、ご郵送させていただきます。

ご希望のお客様は、所定の「インボイス発行依頼書」に必要事項を記入いただき、各営業店の窓口にてお申し込みください。

4. ATMでのお取引について

ATMでのお取引にかかる振込手数料等の「ご利用明細」の様式は変更ございません。

ATMでのお取引にかかる手数料については、「自動販売機特例」の対象となり、インボイスの交付義務が免除されています。

5. 当金庫へのインボイス提出について

インボイス制度開始以降、当金庫がお客様から商品を購入またはサービスの提供を受け、当金庫が消費税を含む代金（対価）をお支払いする際には、お客様が適格請求書発行事業者の登録を受けている場合は、当金庫に対してインボイスの提出をお願いいたします。

当金庫のインボイス制度への対応につきましてご不明な点等ございましたら、お取引店にお問い合わせください。

以 上